

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 宇多 民夫

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成21年 6 月10日付け大住吉総第64号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 21 年 2 月 27 日付け大住吉総第 156 号
により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、結論としては妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 21 年 2 月 16 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例
第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 20 年 6 月
5 日付『不適正資金問題調査報告書』（以下「本件報告書」という。）内の『不適正資
金 36』（以下「本件不適正資金」という。）に係るプール金の記述の欠落に関し、不適
正資金問題調査検討委員会（以下「本件委員会」という。）の事務局が本件報告書を
公表するまでに作成した文書全ての公開を求める」旨の公開請求（以下「本件請求」
という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る文書として「住吉区役所総務担当（選挙関係）に係る
不適正資金の推移について」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、一部を公
開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当

（説明）

関係職員氏名、役職名、担当名、年月日は、個人に関する情報であって、当該
情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され
るとともに、誰がいかなる処分を受けたかが明らかになるなど、個人の権利利益
を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないた
め。

条例第7条第5号に該当

(説明)

申し立て内容は、本件調査における申し立てに関する情報であり、公にすることにより、今後の同種の調査において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年4月2日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、係長Aが選挙係長時代に使用していたりそな銀行の通帳の出金調査であり、この出し入れをしていたのは後任の係長Bであるが、Bが平成16年5月6日に新規で郵便局に作った口座（以下「本件口座」という。）の出入金の調査が同時に公開されておらず、本件口座を平成18年4月11日に解約した際の残金1,135,800円を同年8月17日に後任の係長Cに渡すまで、4ヶ月以上個人で保管していた理由が説明されていない。本件口座についての調査がなされず、又は調査結果が公開されないのは、今回の不適正資金問題の報告の根幹を揺るがす問題であり、全てを調査し、情報公開するのが大阪市の責任ではないのか。
- 2 住吉区長が平成20年5月30日に本件委員会に提出した再調査の報告書には、資金の最終捻出を平成16年8月6日に受領したアルバイト賃金としているが、それならば、捻出の調査は最低限その日までなされて然るべきである。しかし、住吉区役所より公開された公文書は、①A名義「りそな銀行」の預金通帳、②預金履歴の調査報告、③不適正資金の推移、④B名義「郵便局」の預金通帳等であり、捻出の調査を①から③までで終わらせている。
- 3 後日入手した、総務局不適正資金問題担当が部分公開した⑤（注：⑤は④と同一文書であるが、④で非公開情報とされた取引日が⑤では公開されている。）を見ると、⑤にも該当する日付がある。⑤を見る限り、捻出が平成16年8月6日で終わっているとは思えない。調査した担当が真剣に調べることなく適当な着地点を見つけ、⑤を隠蔽したのではないか。その上、平成16年7月11日投票の参院選前の7月5日に100万円を出金しているのは分かるが、資金の使途として選挙前に準備するのが通常であるのに、平成17年9月11日投票の衆院選後の9月13日に100万円を出金していることは理解できない。
- 4 ゆえに、本件口座についての調査があるのなら公開を、ないのなら今すぐ調査、作成し公開することを求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書について

本件文書は、当時本件委員会の事務局であった総務局行政部不適正資金問題担当（以下「不適正資金担当」という。）が、不適正資金問題に関わって、当時の住吉区役所関係職員からの事情聴取をもとに資金の推移について作成した文書であり、処分対象となった職員に関する情報及び事情聴取された内容が記載されている。

実施機関が作成した調査記録は既に部分公開済であり、今回異議申立人が公開を求めていた、本件口座について、本件委員会の事務局が本件報告書を公表するまでに作成した文書は不存在であったため、不適正資金担当が作成した本件文書を特定したものである。

2 部分公開とした理由について

(1) 関係職員氏名

懲戒処分等の対象となった職員が明らかとなる特定の個人を識別できる情報であると認められるため、条例第7条第1号本文に該当する。また、懲戒処分等の行政措置は、当該公務員にとっては、職務に関する情報であっても、「その職務の遂行に係る情報」には該当しないと認められ、ただし書ウには該当せず、その内容、性質からしてただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

(2) 役職名、担当名及び年月日

当該各情報そのものからは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、結果的に処分の対象となった職員が明らかとなる特定の個人を識別できる情報であると認められるため、条例第7条第1号本文に該当する。また、上記(1)同様、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(3) 申し立て内容

不適正資金問題に関わったの供述内容であり、これらを公にすることで、今後の同種の調査等において、当事者及び関係者等が事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第5号に該当する。

3 対象文書の妥当性について

本件請求時に、請求する公文書の内容に記載されている「事務局が作成した文書」について、異議申立人より、事務局とは不適正資金担当である旨の確認を行っている。

しかしながら、不適正資金担当が作成した書類のうち、住吉区役所に関連するものについては、住吉区役所総務担当に移管されているため、住吉区役所総務担当が担当となり本件決定を行った。

また、本件異議申立てに関わって異議申立人が述べている趣旨に沿った内容のものは、不適正資金担当が作成した文書の中には存在しておらず、実施機関が総務局に問い合わせたところ、そのような文書を作成した記憶がないとのことであったことから、

本件文書を本件請求に係る対象文書として判断したものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 対象文書について

本件文書は、不適正資金担当が当時の住吉区役所関係職員からの事情聴取をもとに資金の推移について作成した文書であり、職員に関する事情聴取の内容が記載されている。

3 争点

実施機関は、本件異議申立てに関わって異議申立人が述べている、本件口座について不適正資金担当が本件報告書を公表するまでに調査、作成した記録は、不適正資金担当が作成した文書の中には存在していないことなどから、本件文書のみを本件請求に係る対象文書として特定した上で本件決定を行っている。

これに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件委員会の事務局である不適正資金担当が、本件報告書の公表までの間に、本件口座に関して調査し、作成した文書を対象文書として特定して公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件決定により特定した本件文書以外は存在しないものとしてなされた本件決定の妥当性の問題である。

4 本件決定の妥当性について

(1) 異議申立人は、別途入手した本件口座の取引履歴にある取引日から、捻出が平成16年8月6日で終わっているとは思えず、また、資金の使途として選挙前に準備するのが通常であるのに、平成17年9月11日投票の衆院選後の9月13日に100万円を出金していることは理解できないなどと主張した上で、不適正資金担当が作成した本件口座についての調査記録の公開を求めている。

(2) これに対して実施機関は、異議申立人が今回公開を求めていたのは、本件口座に関し、不適正資金担当が本件報告書の公表までに調査を行った記録についてであったが、不適正資金担当が作成した文書の中には存在しておらず、総務局に問い合わせたところ、そのような文書を作成した記憶がないとのことであったので、不適正資金担当が当時の住吉区役所関係職員からの事情聴取をもとに資金の推移について作成した本件文書のみを、本件請求に係る対象文書として特定したと説明している。

(3) そこで、当審査会では、まず本件委員会の体制や位置づけ等を確認するため、本件報告書及び大阪市会会議録を見分したところ、その内容はおおむね次のとおり

であった。

ア 本件委員会は、不適正資金問題の全容解明を図るとともに、返還範囲の確定、責任範囲の確定、再発防止策の構築を図るため、副市長、総務局長等並びに法律や会計に関する専門家2名の外部委員をメンバーとして平成20年4月1日に設置された。このほか、本件委員会を補佐するため、総数7名（同月18日には13名に増員した。）の調査チームとして、新たに不適正資金担当を同日付けで総務局に設置した。

イ 本件委員会は、平成20年3月10日付けの『「不適正資金問題等についての全庁調査」結果報告書』において報告された事案の追跡調査及び同年4月に受け付けた自己申告において明らかになった事案等の全91件について調査を行うこととした。

そのうち不適正資金に係る事案に対しては、担当者やその上司、自己申告者等に対する聴き取り調査を本件委員会の指示により所属等が行い、その聴き取り内容に基づき関与者の特定、不適正資金の捻出、支出が行われていた期間の特定を行うとともに、資金の捻出方法を確認し、その後、各所属から提出された調査内容について、不適正資金担当において、捻出原資とされた費目内容及びその窓口払い金額の確認、支出された全ての使途の内容チェック、公的使用と疎明できる領収書等資料の確認などの精査を実施した。

ウ 大阪市会財政総務委員協議会（平成20年7月25日）における理事者の答弁などによると、本件委員会としては、調査期間が限られていたことや、今回の事案の中には、疎明資料が残存していないことから、職員等からの申告や証言に多くを頼らざるを得ず、推計により金額を算定せざるを得ない事案が多くあったことなど、事実究明に限界がなかったとは言えないと認識しているが、判明した91件の事例については、一定の制約がある中で可能な限り調査を尽くし、再発防止策についても不適正資金が生み出された原因と背景についての分析を踏まえて、あらゆる角度から検討した。本件報告書は、本件委員会に課せられた使命を踏まえて取りまとめたものであり、一定の役割を果たしたものと考えているとのことである。

(4) また、本件不適正資金に係る本件委員会の調査について、当審査会が事務局職員をして総務局からの聴き取り調査を行わせたところ、その概要は次のとおりであった。

ア 本件委員会では当時、関係者から口座管理していたとの証言があったものについて調査を行っており、Bが近畿大阪銀行住吉支店に開設した口座（異議申立人の主張及び異議申立人が当審査会に提出した資料には、Bが郵便局に開設した口座とあるが、この口座が異議申立人が述べる口座であると認められるため、以下「本件口座」という。）についても把握している。

イ 調査に際しては、通帳を提出させ、出入金状況を調査した。通帳がない場合は、証言のあった金融機関に取引状況を照会し調査した。あわせて、関係者からの聴き取り調査を行うとともに、住吉区役所から提出された資料をもとに、捻出及び使途について精査した。本件口座に対しても、近畿大阪銀行住吉支店に取引履歴を照会し回答を得たほか、関係者への聴き取り調査を行っている。

ウ イの調査の結果、本件不適正資金については、捻出の面では信頼性の高い調査結果が存在したものの、使途の面では資金を管理するための差引簿等の客観的な資料がなく、信頼性のある調査結果が得られなかったこと、公金と選挙管理委員会からの援助金を使い分けることなく経理処理していたことから、いずれの原資によるものか振り分けることができなかったこと、また、支出金額についても、最近の必要経費から推計しようとしたものの客観的な信頼性が十分でなく、返還額を認定する上では、客観的資料の比較的多い3区の平均公的使用率を用いざるを得なかったことから、本件報告書に本件口座に係る調査結果を特記する必要がなかった。

エ 本件口座に係る調査結果を記した公文書は、総務局にも住吉区役所に引き継いだ書類にも存在しない。また、不適正資金担当において調査結果を取りまとめるため暫定的に各自が作成していたメモは、電磁的記録も含めて組織共用の実態がなく、調査結果を取りまとめた後は各自で廃棄していたため、残存していない。

- (5) さらに当審査会では、住吉区役所及び総務局に対し、本件口座に関して総務局から住吉区役所へ引き渡された文書等を探索させ、あわせて当審査会の事務局職員をして確認を行わせた。その結果、平成20年2月当時、不適正資金問題の全庁調査を担当していた総務局法務監察室が、住吉区役所の関係者に対し行った事情聴取の内容について、総務局法務監察室の担当職員が作成した電磁的記録が現存していたことが判明し、その中に本件口座に関する記述が認められたが、当該文書は異議申立人が公開を求めている文書ではなく、異議申立人が述べている趣旨に沿った文書の発見には至らなかった。なお、同一の異議申立人からなされた別の異議申立てに係る諮問に対して、当審査会では大情審答申第261号により、当該文書を対象文書として特定した上で、公開の可否を含めて改めて公開決定等を行うべきである旨答申している。
- (6) 以上を踏まえると、本件口座の調査に関わって不適正資金担当が作成した文書は、総務局から引き継がれた資料の中には存在しなかったため、異議申立人の請求の趣旨を踏まえて、総務局から移管された文書の中から不適正資金担当が作成した本件文書のみを特定したとの実施機関の主張、並びに不適正資金担当による本件口座に係る調査は関係者への聴き取りや本件口座の取引履歴により行われたが、その調査結果を記した公文書は、総務局にも住吉区役所に引き継いだ書類にも存在しておらず、不適正資金担当において調査結果を取りまとめるため暫定的に各自が作成していたメモは、調査結果を取りまとめた後は各自で廃棄したため残存していないとの総務局の主張については、これを覆す特段の事情も存せず、是認するほかない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 大野潤、委員 赤津加奈美、委員 木下智史